

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	指定工事店の指定更新	
処 分 の 概 要	申請に基づいて指定を更新する。	
根 拠 法 令 名	松山市下水道条例(平成18年条例第21号)	
条 項	第8条第4項	
所 管 課	給排水設備課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1ヶ月程度	
標 準 処 理 期 間	計	1ヶ月程度
判 断 基 準	松山市下水道条例第8条第5項で準用する同条第2項に定める要件に適合すること。 【根拠法令等】 松山市下水道条例(平成18年条例第21号) (指定工事店の指定) 第8条 指定工事店の指定(以下単に「指定」という。)を受けようとする者は、事業を行う営業所ごとに、管理者が定めるところにより管理者に申請しなければならない。 2 管理者は、指定の申請をした者が次の要件に適合していると認めるときは、指定を行うものとする。 (1) 第13条第2項の規定により下水道排水設備工事責任技術者として管理者の登録を受けた者(以下「責任技術者」という。)又は愛媛県内の他の市町においてこれに相当する登録を受けた者(以下これらを「責任技術者等」という。)が1名以上専属していること。 (2) 管理者が定める機械器具を有すること。 (3) その所在地が愛媛県内にあること。 (4) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの イ 第12条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 エ 精神の機能の障害により工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 オ 法人の場合にあっては、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がある者 3 指定の有効期間は、指定を受けた日から5年とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを短縮することができる。 4 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。 5 第1項から第3項までの規定は、前項の指定の更新について準用する。 6 管理者は、指定をしたとき又は指定をしていた者が第4項の指定の更新を受けなかったときは、これを一般に周知する措置をとるものとする。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

松山市公営企業局下水道排水設備工事指定工事店規程(令和3年企業局規則第8号)
(指定の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定による申請は、指定工事店指定申請書(第1号様式)により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

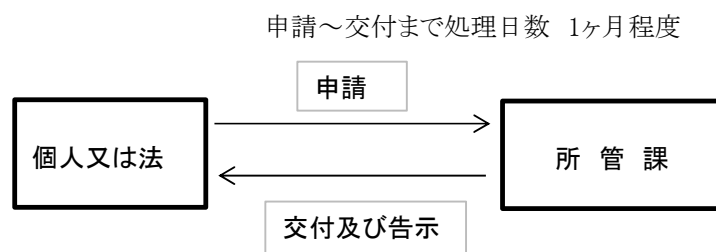
- (1) 誓約書(指定工事店用)(第2号様式)
- (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票記載事項証明書等
- (3) 排水設備の新設等の工事(以下単に「工事」という。)の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の写真
- (4) 専属することとなる責任技術者等(条例第8条第2項第1号に規定する責任技術者等をいう。以下同じ。)に係る下水道排水設備工事責任技術者証の写し(本市で登録している場合を除く。)及び雇用関係を証する書類
- (5) 工事を行うための機械器具を有することを証する書類(第3号様式)
- (6) 市税等の納税状況を明らかにする証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか公営企業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める書類(機械器具)

第3条 条例第8条第2項第2号の管理者が定める機械器具は、次のものとする。

- (1) 管の切断用の機械器具
 - (2) 測量用の機械器具
 - (3) 掘削用の機械器具
 - (4) 埋戻し用の機械器具
 - (5) 前各号の機械器具を運搬するための車両
- (指定の更新)

第4条 条例第8条第4項の規定により指定の更新を受けようとする者は、管理者の指定する期日までに、指定工事店指定申請書に下水道排水設備工事指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)及び第2条第2項各号に掲げる書類を添付して、管理者に申請しなければならない。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。